

A Historical Study of Formation of United Town and Village (2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/23760

連合町村編制の歴史的考察（二）

奥田 晴樹

A Historical Study of Formation of United Town and Village (2)

Haruki OKUDA

はじめに

一 「連合町村」編制研究の課題

(1) 近代日本における「地方自治」の自生的基盤

(1) 「行政村」と「自然村」

(2) 「二重構造」論への疑問

(1) 「連合町村」編制の歴史的前提

(2) 「大区小区制」

(3) 「地方自治」形成と町村

(4) 「大区小区制」と町村

(II) 小稿の課題

二 鹿沼における「連合町村」編制

(1) 栃木県の「大区小区制」編制

(1) 廃藩置県後の鹿沼

(2) 栃木県の「大区小区制」

(3) 荘屋・名主などの名称廃止の影響

(4) 大区と町宿村用掛の設置

(5) 新栃木県の成立

(6) 正副戸長の準県吏化と正副区長の任命

(7) 郡村統治機構の再編

(以上、「金沢大学人間社会学域学校教育学類紀要」第一号所載)

(承前)

(II) 「小区会」の開設とその性格

(1) 「地方民会」開設の背景

明治八年（一八八五）六月二〇日から七月一七日にかけて開催された第一回地方官会議は、同年四月一四日付で渙発された「漸次立憲政体樹立の詔」を受けて、国会の下院に相当する立法審議機関として開設されたものである（⁸³）。

地方官会議の設置は、明治六年一〇月政変直後の同年一一月に、太政官正院内閣が着手した、立憲政体導入のための「政体取調」において浮上していた（⁸⁴）。そして、七年（一八七四）五月二日付の太政官達第五八号で、地方官会議の設置法令である「議院憲法」と議事規則である「議院規則」が布達されている（⁸⁵）。その際に下された明治天皇の「上諭」は、以下の通りである（⁸⁶）。

朕、踐祚ノ初、神明ニ誓ヒシ旨意ニ基キ漸次ニ之ヲ拡充シ全

國人民ノ代議人ヲ召集シ公議輿論ヲ以テ律法ヲ定メ上下協和・民情暢達ノ路ヲ開キ全国人民ヲシテ各其業ニ安シシ以テ國家ノ重ヲ担任スヘキノ義務アルヲ知ラシメンコトヲ期望ス、故ニ先ツ地方長官ヲ召集シ人民ニ代テ協同公議セシム、乃チ議員憲法ヲ頒布ス、各員其レ之ヲ遵守セヨ。

明治天皇が慶應四年（一八六八）三月一四日付でその実施を「天地神明」に誓つて「国是」として定めた「五箇条の御誓文」（その第一条は「広ク會議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ」⁽⁸⁸⁾）を引き、それを「漸次」に「拡充」するため、人民代表議会を開設する方針であることを闡明している。そして、その第一歩として、人民の代理として府知事・県令に「公議」させる地方官會議を開設する、というのである。

しかし、実際には、その開設は見送られていた。「議院憲法」制定後の政局が、台湾出兵、それによる清との開戦の危機、參議院内務卿大久保利通の渡清、北京談判の妥結、と目まぐるしく展開する中では、到底、その開設の政治的条件はなかつたと言えよう。八年二月の大坂會議で、大久保が下野中の木戸孝允と板垣退助を参議に復職させ、その条件として立憲政体の導入に合意した（⁽⁸⁹⁾）。こうして、先の「漸次立憲政体樹立の詔」が渙發され、地方官會議はようやく開設に漕ぎ着けたのである。同詔にはこうあら（⁽⁹⁰⁾）。

朕、即位ノ初首トシテ群臣ヲ会シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ國是ヲ定メ万民保全ノ道ヲ求ム、幸ニ宗祖ノ靈ト群臣ノ力トニ賴リ以テ今日ノ小康ヲ得タリ、顧ニ中興日淺ク内治ノ事、当ニ振作更張スヘキ者少シトセス、朕、今誓文ノ意ヲ拡充シ茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ広メ、大審院ヲ置キ以テ審判ノ権ヲ鞏クシ、又地方官會議ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ、公益ヲ図リ、漸次ニ國家立憲ノ政体ヲ立て、汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼

ント欲ス、汝衆庶或ハ旧ニ泥ミ故ニ憤ル、コト莫ク、其レ能ク朕カ旨ヲ体シテ翼賛スル所アレ

先の地方官會議設置の「上諭」と同様、「五箇条の御誓文」を引き、政局の「小康」状態を得たので、その「拡充」を図り、元老院と大審院を設置し、地方官會議を召集して、「漸次ニ國家立憲ノ政体ヲ立テ」る、と宣言している。ここで、元老院と大審院が「設置」となつてゐるのに対し、地方官會議が「召集」となつてゐるのは、既にそれが設置されていたからである。

第一回地方官會議での論議の焦点の一つは、「地方民会」の開設問題で、その結論は、当面、府県が任命していた区長や戸長を議員とする形で、それを開設していく、というものとなつた（⁽⁹¹⁾）。

しかし、同年、翌九年（一八七六）中に地租改正事業を完了せらる、という相當に拙速な方針を打ち出し（⁽⁹²⁾）、これを地方統治政策の最重点課題としていた政府首腦部は、区長會議の形ですら、「地方民会」を開設する方向での本格的な動きは見せなかつた。

しかし、人民代表議会や「地方民会」の開設を核とする立憲政体の導入そのものに消極的になつていたわけではないと見られる政府内部、とりわけ地方統治を管掌する内務省には、改租事業の完了が地方統治政策全般の見直しを必至とする、という認識があつたと思われ、「地方民会」の開設も地方制度全体の改革の中に位置づけて進めようとしていた。

だが、この改革をどう進めるかをめぐって、内務省と、明治國家の法的構築を模索する法制局、とくに同局の主事として、その実質的な指導にあたつては、井上毅との間に深刻な意見の対立があつた。そのため、改革の全体像がなかなか策定できなかつたのである。こうした事情の下、第一回地方官會議の議長をつとめた木戸孝允の再三にわたる催促にもかかわらず、政府首腦部は動かず、会議の結論は店ざらしの格好になつていて（⁽⁹³⁾）。

そうした中、各府県では、地方官会議以前に地方民会をすでに開設しているところもあり、また未開設のところでも同会議を機に、そこでの結論である区戸長会議の線で、「地方民会」の開設に踏み切る動きを見せるところも現れてくる。栃木県もその一つであつた。

その背景には、「地方民会」の開設問題が第一回地方官会議の審議案件になつてることを知った県民の間から、その開設を求める意見書を県に提出する向きがあちこちで起つてきたこともあろう。その中には、議員を区戸長に限るのは妥当ではない、といった意見もあつた。

栃木県第四大区七小字に属する下野国那須郡八塩村在住の同県貫属士族の三田称平は、第一回地方官会議の開催一ヶ月余前の八年五月七日付で、以下のような意見書を栃木県へ提出したと見られる。⁹⁴⁾

地方官会議四条ノ御下問アルヲ聞、皆地官ノ要務也、実ニ欽尚ニ堪ヘズ、然トモヒソカニ思フニ民会ヲ立ルヲ以テ急トナス、然ラサレバ条理ヲ尽ス能ハス、地理或ハ便ナラス、民情或ハ応セス、梗塞必多シ、遂ニ朝令暮改ノ患ナキヲ保タス、法令屢変スレハ民心上ヲ信セス、朝廷大ニ其權ヲ喪フ、故四条則民会ヲ立ルノ後、衆議公論ヲ以テ之ヲ定ムヘシ、其議起ス、初メ区戸長以下探籤ヲ以テ一区二名ヲ出ス、二三会議ノ後、漸次増減シテ宜シク良法ヲ建ツヘシ、但民費ノ如キハ在来ノ外ニ別課スルヲ是トセス、何トナレハ租税ハ固ヨリ人民ヲ保護スルノ料ナレハ即民費ナリ、然ラハ宜シク天下ノ公論ヲ以テ官用諸費ノ減スヘキヲ減シテ其急トスル所ニ充ツヘキ也、富民報國ノ志ヲ以テ経費ヲ助ルカ如キハ此限ニアラス、願ハクハ此議ヲ元老院ニ獻シテ政体ヲ改定セハ民權枉屈セシテ朝権益固ク万国ト対立シテ三舍ヲ避ル事勿ル事ナカラン、

臣冀望ノ至ニ堪ヘス、敢テ鄙衷ヲ陳フ、幸ニ嘉納ヲ待ツ

第一回地方官会議の審議案件は、同年五月五日付の使（開拓使）府県宛の太政官達第七一号で、以下のよう布達されている⁹⁵⁾。

地方官会議御下問ノ条件、左ノ通ニ候條、此旨可相心得事付、民費ノ事

第一 道路・堤防・橋梁ノ事

第二 地方警察ノ事

第三 地方民会ノ事

第四 貧民救助方法ノ事

但、臨時御諮詢ノ事件ハ此限ニアラス

この太政官達が出されて、僅か二日後に、その内容をふまえた三田の意見書が提出されていることにも驚かされるが、第一回地方官会議の四つの審議案件のうちで基軸とすべきものは「地方民会」の開設だ、と喝破している点には瞠目させられよう。そして、他の案件はその開設後に、そこで「衆議公論」をふまえて決めるべきだ、と説いている。さらに、民費の問題について特に触れ、既往の分とは別に賦課すること、つまり民費の増徴を禁ずるよう主張している。

三田は、県に対して、これらの意見を元老院へ上申することを求めていた。彼によれば、こうした「政体」の「改定」こそが、「民權」を伸張し、「朝權」（國權）を堅固にして、「万国」に「对立」（対峙）し得る良策だ、という。

ところで、三田は、この五月七日付の意見書では、「地方民会」の議員を当初は一区に付き二名の割合で「区戸長以下」から抽籤で選出し、その後、適宜増員すればよい、としていた。しかし、第一回地方官会議閉会後の同年八月一〇日付で県に提出されたと見られる意見書では、「区戸長皆才徳アルニアラス、精選セスンハ多トイヘトモ何ノ益アランヤ、又士民中ニモ才徳アル者ナシト謂

「カラス、之ヲ交加ヘテ同ク試ルニ若カス」と主張している。⁽⁹⁶⁾

この主張は、第一回地方官会議で、前述したように、「地方民会」を当面、戸長会議の形式で開設していく方針が決定されたことを受けたものであることは間違いない。それは、同じ八月一〇日付の意見書の中で、同会議が七月一五日付で答議案を議決した「区長ヲ以テ府県会ヲ興シ並ニ戸長ヲ以テ区会ヲ興す法案」⁽⁹⁷⁾の第二一条の「決議施行セシ事件ハ一周年間再議スルヲ得ス」という規定⁽⁹⁸⁾を問題視して、「此一条ハ即チ圧制ノ余習ニシテ開化ノ進歩ヲ妨ルノ最大ナル者トス」と批判している⁽⁹⁹⁾ことで明らかだ。

五月七日付の意見書では「区戸長以下」と曖昧な表現に止まつていて、議員資格の要件が、八月一〇日付の方では区戸長に止まらず、広く一般住民にも参加の道を開くようにすべきだ、と説かれている。

もつとも、その一方で、第一回地方官会議召集前の同年五月二二日付で、第七大区七小区に属す都賀郡今里・上初田・卒島・上国府塚・萩島・塩沢・下川原田・上川原田・小袋・上石塚・立木・下石塚・石之上の一三ヶ村の用係が連署して、「地方官会議ニ付、御下問四ヶ条共身込不相立御届」を県へ提出している⁽¹⁰⁰⁾。

そこでは、次のように、同会議の審議案件についての意見表明を放棄し、それらに關する態度決定を県に白紙委任している⁽¹⁰¹⁾。

今般地方官会議被仰出候三付、道路・堤防其外共四ヶ条御下問之段、小前末々迄無済申聞見込熟考仕候得共、更ニ相立不申候、就テハ御上様御見込ヲ以テ如何様御定メ相成候共、聊申分無御届候、依テ此段奉申上候、

こうした「届」が提出されていることは何を物語っているだろうか。栃木県が第一回地方官会議の四案件について、県民全体かどうかはさて置き、少なくとも区戸長や各村の用係を対象として、

事前の意見聴取を行なったことは確実だろう。先の三田の意見書も、そうした経緯の中で提出された、と見るべきだろう。

該期の区戸長は、前述したように、準県吏化されており、村の用係とは異なる対応が求められていたようである。同じく第七大区七小区の戸長と副戸長二名は、同年五月三〇日付で、県令鍋島幹宛に「御下問見込書」を提出している⁽¹⁰²⁾。

そこでは、「御下問之条御政体ニ関シ候」との認識を表明し、「地方民会」について「百事西洋ニ為倣御更革之際ニ付、時勢事務ノ理解ヲ議シ、ニニハ國産富殖ノ法ヲ議シ、民会御取設有之様仕度候」としている⁽¹⁰³⁾。「地方民会」は、近代化諸政策への理解の徹底と、殖産興業の推進とのために、開設されるべきだ、というのである。

ただし、他の道路・堤防・橋梁、地方警察、貧民救助方法の三案件について、いずれもそれが県民の負担増にはならないような措置を提案している。三田の意見書のように、直截的に民費増徴の禁止を求めてはいらないものの、民費の現状維持という点では到底していよう。区戸長は、その立場上、民費を増やすさずに、諸施策をどう具体的に組み立てるか、を模索しているのである。

第一回地方官会議の審議案件、とりわけ「地方民会」開設問題をめぐるこれらの言説からは、①三田の自由民権論、②区戸長の近代化受容論、③村用係の意見表明放棄リ対県（「御上様」）白紙委任論が析出できよう。この問題での、こうした意識構図を見る限り、当面は区戸長会議形式で「地方民会」を開設していくとした、第一回地方官会議の結論は、該期において、それなりの妥当性を有していたと言えるのではなかろうか。

とは言え、①の自由民権論の立場は、三田のような士族に止まらず、平民の間にも急速に広がつていったと見られる。第七大区七小区に属す都賀郡間中村に在住して農業に従事する平民である

田村清司は、同年二月付の「人民保護諫争建議」、八月付の「県庁ト人民トノ間ニ関スル権限質問」、九月二一日付の「垂問・建議ニ就テ衆議ヲ興シ衆論ノ旨意ヲ熟考シ衆議ヲ判定スルノ再訪」、二月付の「民法等ヲ編輯シテ善ク無氣無力人民ヘ議政ノ權ヲ与ルノ建議」の、四つの質問や建議を県に提出したと見られる。¹⁰⁴⁾

田村の建議や質問などは、それぞれかなりの分量となるため、ここで引証は差し控えるが、その論旨は多岐に亘り、それを支える見識は広範に及んでいる。しかし、その主張の眼目は立憲政体の導入を求めるの一点にあり、そこには該期における民衆への自由民権論の急速な浸透の様相の一端を垣間見ることができよう。こうした県下の情勢が、否応なく、「地方民会」開設の気運を高めていったことは間違ひなかろう。

(2) 「小区会」開設への動き

栃木県第三大区の一〇ある全小区の区長と見られる人物が連署して、県令鍋島幹宛に、明治九年（一八七六）七月付で、次の「小区会議設立伺書」を提出した。¹⁰⁵⁾

諺ニ云、種子ヲ播サレハ其萌芽ヲ得スト、凡天下ノ事物之ニ先ツモノアラサレハ之ニ次クモノナク其本アラサレハ其効モ亦アルヘカラス、而ルニ其本ヲ捨テ只管事物ノ成績ヲ欲スルハ猶種子ヲ播サヌシテ草木ノ繁榮ヲ待ツカ如シ、蓋シ會議ノ事タルヤ人民因循卑屈ノ情ヲ去リ國家ヲ担任スルノ義務ヲ了知シ其人民ニ益アル」として、人民を開明して、国家を荷担する義務を自覚させ、その結果として人民に受益せしめる、という専ら統治上の効用の面に「小区会」開設の意義を見出している。しかも、「之ヲ設クルモ無用ノ長物タルニ似タリ」とか「目下ノ功アルヤ否ハ期セサルモ」などと、肝心の効用についても懷疑的である。要は、「他日」の「真成会議」の「萌芽」として開設したい、という趣旨である。

どう見ても、「小区会」開設そのものに積極的な内容ではない。しかし、「目下適當スル所ノ約定書及會議規則等」まで用意しているのは、伺の内容と符合しない積極的な動きである。このちぐはぐさをどう理解すればよいのだろうか。

この史料を所蔵する大町雅美の手許には、「約定書及會議規則等」と見られる、①「小区公撰民会約定書」、②「小区公撰民会添約定書」、③「小区會議規則」、④「小区會議手続」の四点の史料がある。¹⁰⁶⁾

セサルノ理モ亦アルヘカラス、苟モ會議ノ端緒ヲ開キ仮令目下ノ功アルヤ否ハ期セサルモ他日ノ萌芽トナリ歳月ヲ経ルノ久シキ其習慣ヲ養成シ遂ニハ真成會議ノ會議タルヲ得ヘシ、故ニ今般目下適當スル所ノ約定書及會議規則等ヲ以テ謹シ、賢明閣下ニ呈ス、幸ニ許可アランコトヲ請フ

県は、同月一九日付で、「書面之趣可開届候条、区民一般協議記名調印之上、可願出事」との回答指令を発した。「小区会」の開設を許可し、各小区の人民（戸主）全員と協議の上、その署名捺印を得て再度開設願を提出せよ、とその開設手続きの着手を指示している。こうした県の素早い対応は、一体、何を物語っているのだろうか。

右の第三大区の全小区の代表による「小区会」開設伺では、「會議ノ事タルヤ人民因循卑屈ノ情ヲ去リ國家ヲ担任スルノ義務ヲ了

知シ其人民ニ益アル」として、人民を開明して、国家を荷担する義務を自覚させ、その結果として人民に受益せしめる、という専ら統治上の効用の面に「小区会」開設の意義を見出している。しかも、「之ヲ設クルモ無用ノ長物タルニ似タリ」とか「目下ノ功アルヤ否ハ期セサルモ」などと、肝心の効用についても懷疑的である。要は、「他日」の「真成会議」の「萌芽」として開設したい、

という趣旨である。

どう見ても、「小区会」開設そのものに積極的な内容ではない。しかし、「目下適當スル所ノ約定書及會議規則等」まで用意しているのは、伺の内容と符合しない積極的な動きである。このちぐはぐさをどう理解すればよいのだろうか。

この史料を所蔵する大町雅美の手許には、「約定書及會議規則等」と見られる、①「小区公撰民会約定書」、②「小区公撰民会添約定書」、③「小区會議規則」、④「小区會議手續」の四点の史料がある。¹⁰⁶⁾

前述した同年四月二一日付の区画改正で第一大区十小区に属す都賀郡池ノ森村（現・鹿沼市）の高橋家には、①「小区公撰民会約定書」、②「小区公撰民会添約定書」、③「小区会議規則」、④「小区会議手続」、⑤「栃木県小区会議場規則」、⑥「小区会議場罰則」の六点の史料が伝存している。⁽¹⁷⁾

①・②・③について見れば、大町所蔵と高橋家伝存のものは、表題が前者の「撰」を後者では「撰」と記す字句表記上の異同以外は同一であり、後述する箇所などを除いて、内容もほぼ同一の史料である。④も同一の表題だが、内容には若干の異同がある。大町所蔵のものには、「小区会」の議場の門前に掲げる第三大区の「標牌雛形」が付加されており、また高橋家の方にある第七条の条文中の一節が欠けている。

高橋家の⑤については、同一の表題と文面をもつ史料が、第一大区五小区に属す都賀郡下国府塙村（現・小山市）の岸家に伝存している。岸家には、この他、⑦「小区会規約」という表題の史料も伝存している。⁽¹⁸⁾

これら七点の史料は、大町所蔵の④を除き、その内容は特定の大区ないし小区に関する規定を一切含まず、汎用的なものである。こうした伝存のあり方と内容を見ると、これらの史料は、県当局があらかじめ用意した「小区会」の会議規則類と思われる。それらが、県の制定した「小区会」の統一規程ではなく、雛形であることは、第三大区の伺に見える県令への「約定書及会議規則等」呈上の事実と、大町所蔵の④での第三大区「小区会」議場「標牌雛形」の附加との二点から、明らかだろう。ただし、池ノ森村や下国府塙村では全く修正が加えられた様子がないところから見て、この雛形は統一規程とかなり近い役割を演じたものと言えよう。つまり、県は、あらかじめ用意した雛形を各小区に配布して検討させ、第三大区に見られるように、それらに若干の加除修正を

加えて、「小区会」の開設を伺出させた、と思われる。そのように考えれば、先に指摘した第三大区の伺への県の迅速な対応や、その伺に見られるちぐはぐさも理解できよう。

（3）期待される「小区会」の役割

このようにして、開設へと向かつて動き出した「小区会」に対して、栃木県はどのような役割を期待していたのだろうか。県民の一部にある意見をも反映したのであるうか、「小区会」の議員は区戸長に限らず、公選を原則としていた。

公選の原則は、開設準備にあたる委員についても貫徹されているが、一方で、円滑な開設実務の執行を担保するためであるうか、正副戸長に委任することも妨げないとされている。⁽¹⁹⁾「小区会議手続」の第一条「委員選挙手続」にはこうある。

凡會議ヲ起サントスルニ方ツテハ先各町村ノ公選ノ上、會議委員一名ヲ定ムヘシ

但正副戸長ノ内チ以テ委任スルモ妨ナシトス

①「小区公選民会約定書」は、前文で「区内人民代議人ヲ擢選シ議員タラシメ當明治九年ヲ以テ新ニ民会ヲ開キ衆議ノ帰着スル処ヲ以テ各自固有ノ権利ヲ維持シ其義務ヲ尽サンカ為メ盟約ヲ定ムル事左ノ如シ」⁽²⁰⁾とし、議員公選の原則を謳っている。

問題はその「公選」の中身だが、第三章「議員及委員選挙之事」の第五条で議員の定数、第七条で被選挙人の資格要件、第八条で被選挙権の欠格者、第九条で選挙人の資格要件、第一〇条で選挙権の欠格者を、それぞれ次のように規定している。⁽²¹⁾

第五条 人口三百名以下百名以上ノ村ハ一名ノ代議人ヲ選任

シ之ヲ議員トス、人員百名以下ノ村ハ隣村へ合併シ代議人ヲ選任ス、人口三百名以上三百名ヲ加ル每ニ議員一名ヲ増スヘシ

第七条 議員タル者ハ年齢廿年以上ニシテ該小区ニ居住シ戸籍ニ入り一年間ヲ経タル者、不動産ヲ有セル者ニシテ

区費・村費・学校費等合シテ一ヶ年金三円以上ヲ出ス

モノニアラサレハ議員タルヲ得、且議員タルノ權ヲ有スル者ハ被選人名簿へ登記シ會議委員ヨリ該村へ告知スヘシ

第八条 行政官吏・同付属及公費ヲ故ナクシテ出スヘキ日ヨリ三十日延期スル者・破廉恥ノ刑ニ処セラレシ者ハ議員タルヲ得ス

第九条 選衆人ハ該区内ノ戸籍ニ入り一年間ヲ経、区費・村費・学校費等合シテ一ヶ年金壱円以上ヲ出ス者ニアラサレハ選挙人タルヲ得ス

第十条 諸公費ヲナクシテ出スヘキ日ヨリ三十日延期スル者及破廉恥ノ刑ニ処セラレシ者ハ選挙人タルヲ得ス

1 議員定数は人口三〇〇名に対して議員一名を基準としている。

2 被選挙人は、①年齢二〇歳以上、②当該小区に居住、③戸籍編入後、一年間を経過、④（区内に）不動産を所有、⑤公費（区費・村費・学校費など）を合計三円以上納入、という要件を満たす者である。一方、①行政官吏、②行政官吏の付属、③正当な理由なく、公費を納入期日から三〇日以上滞納している者、④破廉恥罪の受刑者は、選挙人にはなれない。なお、大町所蔵史料では、被選挙人の資格要件のうち、公費納入額が二円以上となつてゐる⁽¹²⁾。

3 選挙人は、年齢制限がなく、①戸籍編入後、一年間を経過、②公費（区費・村費・学校費など）を合計一円以上納入、という要件を満たす者である。一方、行政官吏にも選挙権は付与され、その欠格者は、①正当な理由なく、公費を納入期日

から三〇日以上滞納している者、②破廉恥罪の受刑者に限ら
れている。

選挙権・被選挙権とともに、その資格の有無を左右する共通の要件は、公費の負担者であることである。そうなると、各戸主が最大分母と云うこととなり、その上に種々の要件が加えられて、それぞれの有権者が狭められていく仕組みとなつてゐる。こうした選挙権・被選挙権のあり方では、近世以来の村の寄合とその惣代以上に広い基盤をもつものとは、「小区会」がなり得ないことは明白だろう。

「小区会」は、前引の①「小区公選民会約定書」前文で、その開設目的を「衆議ノ帰着スル處ヲ以テ各自固有ノ権利ヲ維持シ其義務ヲ尽サンカ為メ」としてゐる。しかし、その「衆議」の中身は、同じ①の第一章「民会ノ旨趣」でこう規定されている⁽¹³⁾。

第一条 法令ヲ遵奉シ毫髪モ悖戾セサルナシ

第二条 総テ人情・事理ヲ斟酌シ至正至当ヲ以テ区内ノ公益ヲ与シ勉テ弊害ヲ除去スヘシ

議事は、①法令遵守の範囲内で、②公益拡大と弊害除去をはかるものとされている。しかも、①の第二章「議事之権限」、次のように規定され、「小区会」には評議権のみが付与され、その執行権は県庁の承認を前提として区長に与えられている⁽¹⁴⁾。

第三条 議会ハ議スルノ権アツテ施行スルノ権ナシ、故ニ決議ノ条件ハ之ヲ区長ニ送付シ、区長之ヲ県庁ニ具状シ

県庁ノ承認ヲ得テ始メテ施行スルモノトス

要するに、「小区会」は、小区単位に開設される県の諮問機関にすぎないのである。たとえ区長も「小区会」と一体となり、両者の合作であれこれの施策を講じようとしたとしても、県が承認しなければ、どうにもならない。

さらに、県は、議事の中身についても、⑦「小区会規約」でか

なり具体的に規定している。その前文は次の通りである。¹¹⁵⁾

夫本県小區会タルヤ、人民ノ便益ヲ図リ弊害ヲ除去スル基礎ニシテ、因襲ノ久キモ政府之ヲ百洗シ以テ民會ノ制令アリ、是則衆庶ノ福安ヲ得ルノ法制ニシテ、人民ノ須臾モ忽セスニ可カラサルノ幸時ト云ハサル可ンヤ、因テ政令ヲ遵守シ衆人勉メテ左ノ科目ヲ了議シ以國民ノ弁益ヲ施サスンハアル可ラス

以下に列挙された審議項目は、①「区町村費之事」（七ヶ条）、②「共有学校之事」（九ヶ条）、③「土地物産ヲ開殖スル事」（二ヶ条）、④「道路・橋梁之事」（七ヶ条）、⑤「堤防之事」（五ヶ条）、⑥「災害備慮之事」（五ヶ条）、⑦「病院之事」（四ヶ条）である。¹¹⁶⁾

これらは、審議項目の形はとつてゐるが、その内実はそれについて県が定めた規程の承諾を「小區会」に求めたものにほかならない。

例えば、①は区町村費の賦課・徴収規程で、その第一条は次の通りである。¹¹⁷⁾

区費ノ賦課ハ毎歳一月、四月、七月、十月四回トシ、之ヲ地
価金ト戸数トニ課收スルモノトス

但 予備金ハ從前ノ通り

以下、この調子である。②では、学齡児童の不就学者を抱える各戸から「怠学金」として月額五錢を徴収することを規定し、それをもつて就学奨励策となそうとしている。③では、桑と楮の植樹を奨励し、養蚕と製糸を軸とした殖産興業を勧めている。④とは道路・橋梁・堤防の修築と管理、その費用負担の規程である。⑤は備荒貯蓄の規程、⑦は今後の課題である病院の開設・維持策である。

前引の第三大区の「小區会」開設伺が県へ提出された明治九年（一八七六）七月という時点は、前述したように、県が同年四月

二一日付で区画改正を実施し、郡村統治機構の再編に着手したところである。県が右に示されたような期待を込めて「小區会」の開設の勧奨へと踏み切ったのも、この再編の一環であつたことは間違いないからう。

しかし、一瞥したように、政府中央にも、県内民衆の間にも、「地方民會」開設への気運が高まつてたこともまた確かである。なるほど、「小區会」は、県による郡村統治の円滑な執行を担保するために、小區單位に設けられる県の諮詢機関にすぎない仕組みのものではある。だが、実際にそれが開設されて動き出し、区戸長層と県民が結束する場となる可能性もまた排除できまい。

（4）「小區会」の開設

実際のところ、「小區会」の開設は容易には進まなかつたようである。その一因は、先に見た、その仕組みと役割が郡村統治上の便宜と要請に発している点であろう。これでは、その開設に積極的な、自由民権論の影響を受けている一部の県民は満足すまい。そして、開設の実務上の扱い手となるべき肝心の区戸長層が、第三大区の伺に頭れているように、消極的だったと見られることも多分に作用していよう。

そうした中、第二大区十小區では、明治一〇年（一八七七）九月一〇日に「小區会」を初めて開き、同月一二日まで審議している。¹¹⁸⁾開会二日目の一一日には、會議の冒頭、区務所から寄せられた以下の「祝文」が披露されている。¹¹⁹⁾

小區公撰民會ヲ開クヲ祝スル辭

世ノ開明ニ膺リ隆盛ノ氣運ニ遭逢スルニヨリ人民各自ノ権利ヲ維持シ義務ヲ尽サンコトヲ欲シテ共ニ与ニ協心諮詢區会盟約規則ヲ草定シテ官ニ請フ、官其允許承認ヲ賜フタリ、于爰明治十年九月十日公撰代議人ヲ擢集シ此議場ヲ開キ区費・村

費ヲ節減シ災害ニ虞備シ道路ヲ修繕シ学校ヲ盛ニ取締及風俗・安寧ニ関スルノ事ヲ議セントス、抑此舉ノ興ル所以ハ庄抑ノ内政ニ代ルニ寛大ノ明政ヲ以テシ県令明公華々トシ治ヲ図リ農業ヲ勧メ商工ヲ掖シ文学ヲ督スル撫民ノ職尽竭セザルハナシ、衆民謹喜何ノ幸ジ當時ニ生ル、ヲ得テ此自由治済ノ政徳ヲ被ル國恩ノ報効人生ノ義務斯人庶タルモノ誰力尽サザルベケント油然感發ノ至誠ヨリ先ヅ精神ヲ自治シ産業ニ勉励シ善ニ移リ惡ヲ慎ミ子弟ヲ誘メテ學問ニ從事セシメ盛政厚徳ノ万一二答ヘンコトヲ欲スルナリ、望ム會議議員ノ諸彦其レ之ヲ興ス本趣ニ戻ラズ、私ヲ去リ公ニ就キ勤メテ区民ノ公益ヲ謀リ報効義務共ニ立チ並ヒ行フコトヲ得バ政恩徳沢ニ感ズル、深ク且厚シト云フベシ、夫レ精神自治ノ言ニ發シ事ニ顕レテ後初テ人生固有天賦ノ誣ナラザルヲ視ルニ足レリ、卑屈自ラ安ジテ憤悲スルコト無ンバ是身ヲ愛シ家ヲ保スルノ衷情ナキナク、而シテ始メアリ終リヲククスル甚ダ鮮シ此舉ヤ俄頃ニシテ已マズ、漸次撓ムコトナク勇往年三月ニ言立チ行挙リテ倍信アラバ吾輩区民ノ幸祐福祉為メニ大ニ慶セザルヲ得ズ、故ニ其梗概ヲ略陳シテ併セテ以テ之ガ祝辞トナス

漢語を散りばめた長文の祝辞だが、要するに、その内容は、前出の①「小区公選民会約定書」と⑦「小区会規約」に盛り込まれた、「小区会」に対する県当局の期待に忠実であれ、ということに尽きる。

実際にこの「小区会」で審議されたのは二つの議案だが、大半の審議は「区費ヲ節減スル議案」に費やされている。この議案に関連して、地租改正の模範村組合⁽²⁰⁾の出勤日当削減の「建議按」と、「小区会」議員日当廃止の「建議按」が出されていることに見られるように、改租事業の開始でいよいよ膨張の一途を辿る区町村費を、自分たちの手当てを削つても抑えようとしている。

もう一つは、「取締及風俗・安寧ニ関スル議按」で、これは県の布達の趣旨を区内の村々へ徹底するため、「小区会」議員などの村落指導層の言動の自粛や、祭礼や芝居興行への規制を申し合わせようとしたものである。

いずれにしても、県の郡村統治上の要請に応える審議内容である。これを見る限りでは、開設された「小区会」は、県の期待通りのものとなつてゐると言えよう。

しかし、こうした「小区会」開設の動きは、はかばかしくは広がらなかつたようである。そこで、県は、「一年（一八七八）一月八日付で、「小区会」の統一規程である「栃木県小区会憲法」（以下、「小区会憲法」と省略）と「栃木県小区会議員撰挙法」（以下、「小区会撰挙法」と省略）を布達し⁽¹²¹⁾、次のように、県内の全小区に「小区会」の開設を指示するに至つたのである⁽¹²²⁾。

從來各地二於テ区會設立之義、其區民之情願ニ任セ許可致置候處、区内公私ノ便益モ不尠、且ハ明治八年四月十四日太政官第五十八号公布 勅語之御旨趣モ有之候ニ付、今般改メテ各小区へ小区会ヲ設ケ各区人民之福

按ヲ増進セシメン為メ、別冊之通、
小区会憲法及小区會議員選舉法相定
候条、各区会開設可致、此旨布達候
事

県が制定した「小区会」の統一規程は、前出の会議規則類の雛形を基本的には踏襲しつつも、幾つかの点で増補・修正を加えている。

表6 「小区会」議員の定数

人口	定数
~7000	20
7001~8500	25
8501~10000	30
10001~12000	35
12001~15000	40
15001~20000	45
20001~	50

注) 栃木県史編さん委員会編『栃木県史』史料編近現代一、栃木県、1976年3月、240頁を参照。

小区を一律に二〇名とする。それ以上の人口の小区は、人口が多いほど定数增加分を漸減させ、上限を五〇名としている。

議員の被選挙権は、「小区会憲法」第九条で資格要件、同第一〇条で欠格者を規定している。資格要件は、①年齢制限が二十五歳以上へと引き上げられ、②負担制限が租税と公費を合わせて年額一〇円以上の納入へと改められた。欠格者には、①身代限の処分を受けた者、②罹災者以外の官民による被救助者、③心身の障害者、④現役軍人、⑤小区の会計担当吏員が付加された。これ以外の規定は、ともに雛形のものが継承されている。

議員の選挙権は、「小区会憲法」第一二条で資格要件、同第一三一条で欠格者を規定している。資格要件は、①年齢制限が加えられ、二〇歳以上となり、②居住、③不動産所有、④租税・公費合計納入年額五円以上の三つの規定が付加される一方、③戸籍編入後の経過期間は六ヶ月に半減された。欠格者には、被選挙権と同様、①身代限の処分を受けた者、②罹災者以外の官民による被救助者、③心身の障害者が付加された。これ以外の規定は、ともに雛形のものが継承されている。

新たに、議員の任期が「小区会憲法」第一四条で規定され、二年となつた。

「小区会」が評議権のみしか付与されない諮問機関である点は変わらないが、「小区会憲法」第四条で、議案提案権を区長と県令に限り、議員の提案権を認めない規定が付加された。さらに、同第七条で、県令に停会と解散の権限を付与している。

審議項目は、「小区会憲法」第三条で規定し、①共有財産、②貧院、③「水陸運輸ノ便ヲ開事」、④区会規則が付加された。こうした県の統一規程を先の雛形と比較すると、そこに微妙な政策変更を見出すことができよう。

第一に、「小区会」の議員定数に下限と上限が設けられ、小区の

人口規模による偏差を一定範囲内に抑えている。これは、県が期待する役割を確実に果たさせ得る規模の「小区会」を確保する一方、議員の会員費などの所要経費の膨張を抑制することをねらったものであろう。

第二に、議員の選挙権・被選挙権とも制限規定が増補されており、「小区会」は分母・分子とともに、それより幾分かは狭められた範囲のものになつたことは間違いない。しかし、これが県の求める地域統合と、町村指導層の掌握という課題と齟齬を來すようなものではなかろうこともまた確かだらう。

第三に、議員に議案提案権を与えて、それを区長と県令に限り、しかも県令に停会・解散権を付与しており、「小区会」に対する県の統制は明らかに強化されている。しかし、これを直ちに、「小区会」への自由民権運動の浸透への警戒措置などと即断すべきではなかろう。むしろ、県下全小区での開設強制を実施する一方で、それまで「小区会」の開設がなかなか進まなかつた地域の実情に鑑みたとき、はたしてうまくそれを運営できるのか、という危惧が県当局にはあつたと見るべきだらう。この措置は、直截的には、そうしたうまく運営できなかつた場合への対策として講じられたのである。

これを要するに、これらは、全体として、県の郡村統治機構の一つの軸として、「小区会」を確実に作動させるための措置だったと見て間違ひあるまい。

こうした意図の下になされた県の開設指令に、県下の諸地域はどうのうに對応したのだろうか。ここでは、前出の池ノ森村の事例でその実態を垣間見てみよう。

池ノ森村が属す第一大区十小区では、この県の指令でようやく第一に、「小区会」が開設へと動きだし、一一年（一八七八）七月六日に至つて、その「初会」が開催されている⁽²³⁾。もつとも、その開催地

は、十小区の区務所が置かれている鹿沼宿ではなく、何故か隣接する十一小区の区務所がある文挟宿になつてゐる⁽¹²⁴⁾。

九年に開設への動きが始まりながら、その開設がそれまで伸びに至つた経緯は、十小区の正副区長連名の祝詞で、次のように述べられている⁽¹²⁵⁾。

今茲一千五百三十八年第七月六日、栃木県第一小区十小区区会⁽¹²⁶⁾、テ開場ヲ告ク、蓋此會議タル吾区内ノ公益ヲ論究スルモノニシテ僅タルカ如シト雖モ其損益得失ノ言論各員開發ノ自由ナル実ニ感スルニ堪タリ、之則チ吾輩人民ノ幸福ト謂ツ可ナリ、此舉哉明治八年四月聖詔アリ、今ヲ距ル既三年ヲ經遇スルモ荏苒トシテ措ガ如シ、然ルニ目今全轄⁽¹²⁷⁾区会開発令アリ、以テ爰ニ初会ヲ設ケ是故言語ノ体裁ニ拘泥シ或ハ動議高尚ニ涉リ執力アリテ等シク胸懷ヲ吐露シ得難キモノ、如ク、然リ雖トモ目今數次会ヲ經ルアラハ必ス百大正ニ⁽¹²⁸⁾期シ将来公私ノ便ヲ議リ國家隆盛ノ著シキハ衆信スル処ナリ

この祝辞によれば、十小区では「小区会」の開設が「漸次立憲政体樹立の詔」渙發後もなかなか実現せず、一年年に至り、県が管下全体にその開設を指示して、ようやく開設に漕ぎ着けたのだ

という。

県が強制的な開設指示を出した背景には、同年四～五月に第二回地方官会議が開催され、かねて懸案となつてゐた地方制度の全面的な改革案、もちろん「地方民会」（府県会）の開設問題も含むそれが審議されたことがあるだろう⁽¹²⁶⁾。その場で、栃木県は全国の動きからの立ち遅れを否応なく自覚せざるを得なかつたものと思われる。

もちろん、地域住民の側にも、その間に変化が生じている。「小区会」議長の祝詞に対する議員代表の「祝答」には、この「小区会」を、民権を拡張して国家の隆盛をはかるよう役立てたい、と

次のように述べられている⁽¹²⁷⁾。

茲に明治寿一年第一次小区會議ヲ文挟駅ニ設ケ大ニ民権拡張セントス、謹テ惟ノニ⁽¹²⁸⁾奎運ノ隆盛ナル人知開達スルノ源ナリ、而シテ人知既ニ開クルニ至レハ民権隨チ起ルハ是人自然ノ理ナリ、然レトモ我明治政府ノ斯文ヲ盛大トナスニ非スンハ安クンソ此盛事ニ遭遇スルヲ得ンヤ

故ニ各自ノ卑衷ヲ尽シ以テ将来ノ安寧・幸福ヲ開カントスここには、国や県の指導でようやく重い腰をあげつゝも、その中で権利意識や国家意識に目覚めてくる、村落指導層の姿が読み取れるだろう。

（5） 「小区会」の性格

この「小区会」の議員定数は、表7に示したように四〇で、これが同小区の住民人口の総数一一、四〇六人を代表する形となっている。もっとも、史料に見える人口と議員定数の合計数値は、

表7 第一大区十小区における「小区会」議員定数と人口

所属宿村名	人口(A)	議員定数(B)	A/B
鹿沼宿	4,933	16	0.00324
玉田村	444	1	0.00225
千瀬村	448	2	0.00446
柄籠村	273	1	0.00366
西鹿沼村	—	—	—
花岡村	482	1	0.00414
下府所村	223	1	0.00448
上石川村	799	3	0.00375
下石川村	231	1	0.00432
深津村	—	—	—
白桑田村	793	3	0.00378
茂呂村	567	2	0.00352
村井村	366	1	0.00273
上殿村	483	2	0.00414
檜山村	—	—	—
日光奈良部村	534	2	0.00374
上奈良部村	282	1	0.00354
下奈良部村	185	1	0.00540
上野村	—	—	—
大和田村	334	1	0.00299
藤江村	505	2	0.00369
池ノ森村	221	1	0.00452
合計 (合計)	12,406 12,108	40 42	0.00322 0.00355

注1) 鹿沼市史編さん委員会編『鹿沼市史』資料編 近現代1、鹿沼市、2000年3月、98～99頁を参照。

2) 史料に見える人口と議員定数の合計は、ともに所属各宿村のそれぞれの数値を合計したもの（合計欄の括弧内の数値）と一致しない。

3) B/Aは小数点第6位以下を切り捨てた。

所属する諸宿村のそれぞれの数値を合算したものとは一致しない。

所属する諸宿村に対する議員定数の配分は、住民人口に比例したものではない。議員定数を人口で割つて出した、いわゆる「一票の重さ」が最も重いのは下奈良部村、最も軽いのは玉田村である。両者の間には二倍以上の大きな格差がある。こうした議員定数の配分の仕方は、人口数をある程度は加味しつつも、基本的に所属する諸宿村の地域代表という性格を、この「小区会」の議員にもたせようという配慮が働いた結果であろう。当然、それは、この小区会の性格を、所属する諸宿村の間の調整機関といったものへと導くにちがいない。

はたして、どうか。「小区会」で何が行われているかを見る必要があるだろう。この「小区会」の「初会」の議案は、①「区入費賦課ノ便及ヒ幾分減省ヲナサンムルヲ⁽²⁸⁾」、②「村費取扱及ヒ賦課徵收方ヲ一定セシムルノ議」、③「公立学校之資金ヲ増補シ貧民子弟之教育ニ充備スル之議」、④「道路修繕及ヒ掃除方之義」、⑤「橋梁架設及ヒ修繕之議」、⑥「災害備虞ノ為メ儲蓄ヲナスノ議」である。⁽²⁹⁾

これらは、前述した県の統一規程に則つたものであることは間違いないが、他面、該期の小区とそこに所属する諸宿村が直面する地方行政上の諸課題が網羅された觀もある。

①の第二条では、区費を、地価（改租未了のため、「旧石高地券金高」）に総額の三五パーセント、戸数に三五パーセント、国と県から賦税されている営業人に対し、人頭で一五パーセント、税金額で一五パーセントの割合で賦課することが提案されている。このような賦課区分は、県の雛形にも統一規程にも見られないもので、この小区が地域の実情に即して独自に案出したものと思われる。

④の道路では、第一条で村道を三等に区分して、それらの補修

方法を統一し、第四条で清掃の一斉実施を図つていて。

⑤は橋梁の修築と管理の方法に関する提案だが、第一条でその体裁、第三条で費用負担の割合を人口に七割、牛馬の所有数に三割に、それぞれ統一しようとしている。

⑥の備荒貯蓄でも、第一条で区内のすべての宿村に社倉を設けさせ、その管理方法も統一しようとしている。

たしかに、前述した議員定数の配分方法に見られるように、「大区小区制」の下における地方行政が、この時点でも、依然として近世以来の諸宿村を主体として執行されることとは確認できる。とともに、この「小区会」の開設を機に、右で見たように、小区を単位として、その施政内容の統一化なし共同化を進めようとする動きが現れていることにも注意したい。こうした動きには、「小区会」が単なる調整機関にとどまらない役割をはたしていく可能性を孕んでいることを示唆しているのではないか。

(84) 前掲拙著『地租改正と地方制度』、第二編第三章「各区

町村金穀公借共有物取扱土木起工規則の制定」を参照。

(85) 前掲拙著『立憲政体成立史の研究』、第二編第三章「明治六年政變後の政体取調」を参照。

(86) 自治振興中央会編『府県制度資料』同会「以下、『資料』と省略」、一九四一年三月、行政編、六七～七四頁を参照。

(87) (88) 同上、詔勅。

(89) 台湾出兵については毛利敏彦『台湾出兵 大日本帝国の開幕劇』中公新書・一九九六年七月、北京談判については清沢渾『外政家としての大久保利通』中公文庫・一九九三年三月、台湾出兵から大坂会議へと至る政局の動向全体については升味準之輔『日本政治史』¹「幕末維新、明治國家の成立」・東京大学出版会・一九八八年三月をそれぞれ参

照。

『資料』、詔勅。

(90) 前掲拙著『地租改正と地方制度』・第二編第三章「各区

町村金穀公借共有物取扱土木起功規則の制定」また渡辺隆

喜『明治国家形成と地方自治』吉川弘文館・二〇〇一年五月

月・第四章「地方官会議と地方民会」を参照。

(92) 拙著『日本の近代的土地位所有』弘文堂・二〇〇一年七月、

第三章第四節「改租事業の展開」を参照。

(93) 前掲拙著『地租改正と地方制度』・第二編第三章「各区

町村金穀公借共有物取扱土木起功規則の制定」を参照。

(94) 『栃木県史』史一、一八九頁。

(95) 『資料』行政篇、八一～九〇頁。

(96) 『栃木県史』史一、一八九頁。

(97) 『資料』行政篇、九三～一〇〇頁を参照。

(98) 同上、九六頁。

(99) 『栃木県史』史一、一八九頁。

(100) 同上、二〇三～二〇四頁を参照。

(101) 同上、二〇四～二〇五頁を参照。

(102) 同上、二〇五頁。

(103) 同上、一九〇～二〇三頁を参照。

(104) 『栃木県史』史一、二〇五～二〇六頁。

(105) 同上、二〇六～二二三頁を参照。

(106) 前掲『鹿沼市史』史一、二〇五～二〇六頁。

(107) 下、『鹿沼市史』資1と省略)、九〇～九八頁を参照。なお、下

お、池ノ森村の所属区画は前掲の表5を参照。

(108) 国府塚村の所属区画は、鹿沼市史編さん委員会編『鹿沼

市史』後編、同市、一九六八年三月、四〇頁を参照。

『鹿沼市史』資1、九〇頁。

同上、九二～九三頁。

『栃木県史』史一、九二頁。

『鹿沼市史』資1、九二頁。

『栃木県史』史一、二二五～二二六頁。

同上、二二六～二三一頁を参照。

同上、二二六頁。

同上、二二二～二三七頁を参照。

同上、二三〇頁。

(109) 栃木県の地租改正については前掲拙稿「栃木県の地租改

正——『押付反米』問題を中心にして、またとくに、そ

の改租作業の模範村方式については前掲『鹿沼市史』通
史編 近現代・第一部第一章第三節「鹿沼と維新後の改
革」(拙稿)・二六～三五頁を参照。

(110) 『栃木県史』史一、二二三七～二四四頁を参照。

(111) 同上、二二三七～二三八頁。

(112) 『鹿沼市史』資1、九九～一〇〇頁を参照。

(113) 文挟宿に第一大区十一小区の区務所が置かれているこ

とは、『栃木県史』史一、一七三頁を参照。

(114) 『鹿沼市史』資1、一〇〇頁。

(115) 前掲拙著『地租改正と地方制度』・第二編第三章「地方

(116) 三新法体制下における町村の法的地位」を参照。

(117) 『鹿沼市史』資1、一〇〇頁。

(118) 同上、一〇〇～一〇五頁を参照。

(119) (未完、二〇〇九年九月三〇日稿了)